

## 令和3年12月に海難審判所で言い渡された裁決28件が、ホームページに掲載されました(令和4年2月)

区 分	地方海難審判所 (函館2、仙台5、横浜5、神戸3、広島3、門司6、長崎2、那覇2)	28件 40隻
海難種類(件)	衝突10、乗揚6、施設等損傷5、衝突(単)3、死傷等3、遭難1	計28件
関係船舶(隻)	プレジャーボート15、漁船8、貨物船6、旅客船2、交通船2、遊漁船2、作業船1、公用船1、引船1、押船1、非自航船1 (プレジャーボート:モーターボート13、水上オートバイ2)	計40隻
死 傷 者(人)	死亡なし、負傷16	計16人

上記のうち、仙台地方海難審判所及び門司地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました  
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

- ① 福島県富岡漁港東方沖合で、洋上風力発電諸施設(洋上施設)から交通船に移乗する作業員が負傷した事例  
洋上施設から交通船に移乗する作業員が、交通船の船首部と同施設の垂直はしごとに左足を挟まれた
- ② 関門港でモーターボートが防波堤に衝突した事例  
関門港を北九州市門司区に向けて航行中のモーターボートが、洞海湾口防波堤に衝突した

海難防止への  
インフォメーション

① 交通船A(54トン) 作業員負傷事件

(洋上施設から交通船に移乗する作業員が、交通船の船首部と同施設の垂直はしごとの間に左足を挟まれた)

【海難概要】 富岡漁港東方沖合において、交通船A(54トン、3人乗組、作業員7人乗船)は、作業員が、洋上施設から移乗中、左足が船首部と洋上施設の垂直はしごとの間に挟まれて負傷した

(関連情報)

\* A船の船舶所有者が作成した、洋上施設での乗降作業についての**運航作業基準**  
(1) 船長は、船体挙動、気象、海象、接舷の安定性等を考慮して、**移乗の許可を船内作業員に出すこと**

(2) 船内作業員は、船長からの移乗の許可を受けた後に、乗船者の身体能力を考慮し、**移乗のタイミングを合図して移乗を補助、監督すること**

\* 当時の気象等

天候晴れ、風力3の南南東風、南東方から高さ1.5メートルのうねりを伴う波浪

《原因等》

洋上施設から作業員が移乗中、波浪により船首部が大きく上下動する際

A 船: 運航作業基準を遵守した洋上施設との**乗降の安全を十分に確保しなかった**

船長: 波浪により船首部が大きく上下動するのを認めた場合、乗組員に移乗のタイミングを合図させるなど、**運航作業基準を遵守した洋上施設との乗降の安全を十分に確保すべきであった**

《背景》

船長: 熟練した作業員であったことから、敢えて指示するまでもなく作業員自身の判断で無難に移乗できるものと思った

【受審人】

船長: 四級海技士(航海)

《懲戒》

→ 戒告

【発生日時】

令和2年3月19日  
14時49分半僅か前

【発生場所】

福島県富岡漁港 東方沖合

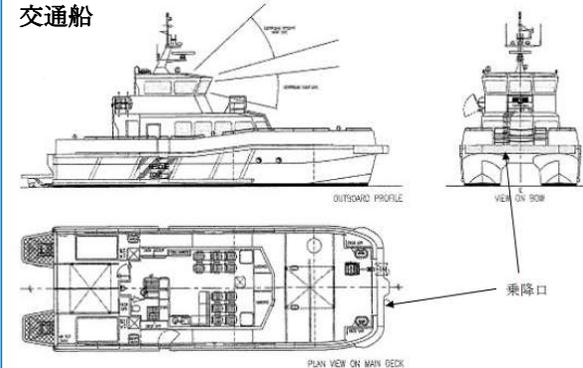
【死傷者】

負傷1人(作業員)

【損傷等】

なし

交通船



洋上施設  
垂直はしご

